

周南市燃料電池自動車貸渡約款

総則

(約款の適用)

第1条 周南市長（以下「貸渡人」という。）は、水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、その電力により作動する原動機を有する自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が水素であることが記載されている燃料電池自動車（以下「FCV」という。）を第2条第2項に定めるカーシェアリング登録承認者の間で共同使用（以下「カーシェアリング」という。）するに当たり、本約款の定めるところにより、FCVを借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。なお、本約款に定めのない事項については、関係法令によるものとする。

登録

(登録申込)

第2条 借受人は、FCVを借り受けるにあつて、本約款に同意のうえ、貸渡人が指定する方法により、運転免許証の写し、誓約書その他貸渡人が求めるものを添えて、カーシェアリング登録（以下「登録」という。）の申込みを行うものとする。

2 貸渡人は、前項の規定による登録の申込みがあつたときは、借受人が市内に居住する者及び市外居住者で市内に通勤又は通学する者で、次の各号に該当すると認めた場合には、登録を承認するものとする。

(1) FCVの運転に必要な運転免許証を所有する者

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員をいう。）でない者

3 貸渡人は、前項の規定により登録を承認したときは、登録番号を付番し、借受人に通知するものとする。

4 貸渡人は、借受人が第2項各号に該当しないと認めた場合、又は第8条第7号、第8号若しくは第9号に該当すると認めた場合は、登録を取り消すことができる。

予約

(予約の申込)

第3条 借受人は、FCVを借り受けるに当たつて、本約款に同意のうえ、貸渡人が指定する方法により、あらかじめ借受開始日時、運転者、借受の目的

その他借受条件（以下「借受条件」という。）を明示して予約の申込みを行うことができる。

- 2 貸渡人は、借受人から予約の申込みがあったときは、保有するFCVの範囲内で予約に応じるものとする。

（予約の変更）

第4条 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ借受開始日時までに貸渡人の承認を受けなければならないものとする。

（予約の取消等）

第5条 借受人は、貸渡人の承認を得て予約を取り消すことができるものとする。

- 2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもFCV貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとする。
- 3 貸渡人は、貸渡人の責に帰すべき事由により、予約を受けたFCVを貸し渡すことができない場合、借受人に対して速やかに通知する。
- 4 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは貸渡人のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとする。

（免責）

第6条 貸渡人及び借受人は、予約の取消又は貸渡しの不成立について、相互に何らの責任も負わないものとする。

貸渡し

（貸渡契約の成立）

第7条 貸渡人は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し、借受人又は借受人の指定する運転者（以下「運転者」という。）の運転免許証の提示を求め、借受人及び運転者はこれに従うものとする。

- 2 貸渡人は、貸渡契約の締結に当たり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の他に本人確認をすることができる書類の提示及びその写しの提出を求められることがあり、借受人及び運転者はこれに従うものとする。
- 3 貸渡人は、貸渡契約の締結に当たり、借受期間中に借受人及び運転者に連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、借受人及び運転者はこれに従うものとする。

- 4 F C Vの借受場所は、周南市役所本庁舎とする。
- 5 貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名をし、貸渡人が借受人にF C Vを引渡したときに成立するものとする。
- 6 借受人との間に既に予約契約が成立している場合は、前項に基づくF C Vの引渡しがあったときに、当該予約契約が完結し、貸渡契約が成立するものとする。なお、F C Vの引渡しは、第3条第1項に定める借受開始日時に、第4項に規定する借受場所で行うものとする。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第8条 貸渡人は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録の承認がされていないとき。
- (2) 貸し渡すF C Vの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- (3) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (4) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (5) チャイルドシートがないにもかかわらず6歳未満の幼児を同乗させるとき。
- (6) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
- (7) 過去の貸渡しにおいて、第18条各号に掲げる行為があったとき。
- (8) 過去の貸渡しにおいて、第22条第4項又は第30条第1項に掲げる行為があったとき。
- (9) 過去の貸渡しにおいて、保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- (10) F C Vを営業の用に供すると認められるとき。
- (11) その他貸渡人が適当ではないと認めたとき。

(貸渡証の交付・携帯等)

第9条 貸渡人は、借受人にF C Vを引き渡したときは、所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとする。

- 2 借受人又は運転者は、F C Vの使用時、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとする。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を貸渡人に通知するものとする。
- 4 借受人又は運転者は、F C Vを返還する場合には、同時に貸渡証を返還するものとする。

(貸渡料金)

第10条 貸渡料金は、無料とする。

(貸渡契約の解除)

第11条 貸渡人は、借受人又は運転者がFCVの使用中に本約款に違反したときは、直ちに貸渡契約を解除し、FCVの返還を請求することができるものとする。

(不可抗力事由による貸渡の中途終了)

第12条 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは貸渡人のいずれの責にもよらない事由によりFCVの使用が不能となった場合には、FCVの使用が不能となった時点で貸渡契約は終了するものとする。

2 借受人は、前項の事由が生じた場合には、その旨を直ちに貸渡人に報告するものとする。

(借受人の責に帰すべき事由による貸渡の中途終了)

第13条 FCVの借受期間中において、借受人に帰責性のある事故、故障、その他の借受人の責に帰すべき事由によりFCVの使用が不能となった場合には、借受人は当該事由の発生を貸渡人に直ちに報告しなければならず、貸渡人に報告がなされた時点で貸渡契約は終了するものとする。

(借受都合による貸渡の中途終了)

第14条 借受人は、FCVの使用中であっても、貸渡人の同意を得て貸渡契約を解除することができるものとする。

(借受条件の変更)

第15条 貸渡契約の成立後、借受人が貸渡契約締結時に定めた借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ貸渡人の承認を受けなければならないものとする。なお、変更後の借受条件での貸渡が不可能な場合には、貸渡人は変更を承認しないものとする。

責任

(点検整備)

第16条 貸渡人は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）及び48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したFCVを貸し渡すものとする。

- 2 前項の点検の結果、F C Vの使用が不相当と認められた場合には、第5条第3項により、借受人によりなされた予約は取り消されるものとする。なお、借受人は、この予約の取消により生じた損害について、貸渡人の責任を問わないものとする。
- 3 借受人又は運転者は、借受期間中、借り受けたF C Vについて、使用する前に、周南市自動車管理規程第8条第1号に定める点検を実施しなければならない。
- 4 借受人又は運転者は、前項の点検を実施した後、F C Vに異常を発見した場合は、速やかに貸渡人に報告し、貸渡人の指示に従うものとする。

(管理責任)

- 第17条 借受人又は運転者は、善良なる管理者の注意義務をもってF C Vを使用し、保管するものとする。
- 2 前項の管理責任は、貸渡契約の成立時に発生し、貸渡契約の終了時に消滅するものとする。
 - 3 借受人又は運転者は、第1項の注意義務を怠り、F C Vを汚損、滅失又は毀損した場合には、直ちに貸渡人に報告しなければならない。

(禁止行為)

- 第18条 借受人又は運転者は、借受期間中に次の行為をしてはならない。
- (1) F C Vを営業の目的で使用する事。
 - (2) F C Vに暴力団員を同乗させる事。
 - (3) 貸渡人の承諾を得た者以外の者に使用させ、若しくは転貸すること、又はF C Vを第三者のために担保に供する等貸渡人の権利を侵害し、若しくは貸渡人の事業の障害となる一切の行為。
 - (4) 法令又は公序良俗に違反する態様でF C Vを使用すること。
 - (5) 貸渡人又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為（車内への物品等の放置、F C Vの汚損）などを行うこと。
 - (6) 借受の目的から逸脱したF C Vの使用をすること。

(運転者の労務供給の拒否)

- 第19条 借受人は、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む）を受けることはできないものとする。

(賠償責任)

- 第20条 借受人又は運転者は、自己の責に帰すべき事由によりF C Vを使用

して第三者又は貸渡人に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 貸渡契約の履行に際して貸渡人の責に帰すべき事由により借受人又は運転者に損害が生じた場合には、貸渡人に故意又は重大な過失がある場合を除いて、特別の事情によって生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとする。

(補償)

第21条 貸渡人は、FCVについて締結した損害保険契約により、借受人又は運転者が負担した前条第1項の損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとする。

- (1) 対人補償1名限度額無制限(自動車損害賠償責任保険を含む。)
 - (2) 対物補償1事故限度額無制限免責額5万円
 - (3) 車両補償1事故限度額775万円 免責額5万円
 - (4) 人身傷害補償限度額無制限(搭乗者の自動車事故によるケガ(後遺障害を含む。)及び死亡につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償する。損害額は、保険約款に定める基準に従い算出する。)
- 2 保険約款の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金は支払われない。
 - 3 借受人又は運転者が本約款に違反した場合には、第1項に定める保険金は支払われない。
 - 4 保険金によって、てん補されない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とする。
 - 5 第1項第2号又は第3号に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人又は運転者の負担とする。

(駐車違反の場合の措置等)

第22条 借受人又は運転者がFCVに関し、道路交通法に定める駐車違反をしたときは、直ちに駐車違反をした地域を管轄する警察署(以下「取扱警察署」という。)に出頭し、自ら駐車違反に係る反則金を納付し、かつ、当該駐車違反に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を負担するものとする。

- 2 前項の場合において、警察署から貸渡人に対し駐車違反について連絡があった場合、貸渡人は借受人に報告し、速やかにFCVを所定の場所に移動させ、FCVの返還日時又は貸渡人の指示するときまでに取扱警察署に出頭して当該違反についての反則金を納付する等の事務手続を行うよう指示する。

また同時に、貸渡人は借受人又は運転者に対し、警察署等に出頭し、駐車違反をした事実及び違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の所定の文書（以下「自認書」という。）に署名するよう求めるものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。

- 3 借受人又は運転者は、貸渡人が必要と認めた場合は、警察に対して自認書等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行う他、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書等の資料を提出することに同意するものとする。
- 4 貸渡人が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、貸渡人が放置違反金を納付した場合、又は借受人の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、貸渡人は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」という。）を請求するものとする。この場合、借受人は、貸渡人の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとする。
 - (1) 放置違反金
 - (2) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
- 5 第1項の規定により借受人又は運転者が駐車違反に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人が、第2項に基づいて違反を処理すべき旨の貸渡人の指示又は第2項の自認書に署名する旨の貸渡人の求めに応じないときは、貸渡人は駐車違反に係る反則金等を借受人に請求できるものとする。
- 6 借受人が、第4項に基づき貸渡人が請求した金額を貸渡人に支払った場合において、借受人が、後に該当駐車違反にかかる反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、貸渡人が放置違反金の還付を受けたときは、貸渡人は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人に返還するものとする。第5項に基づき貸渡人が借受人から駐車違反金を受領した場合においても、同様とする。

事故・盗難時の措置等

(事故処理)

第23条 借受人又は運転者は、借受期間中にFCVに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小に関わらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理しなければならない。

- (1) 直ちに事故の状況を貸渡人に報告し、指示に従うこと。
- (2) 前号の指示に基づきFCVの修理を行う場合は、貸渡人が認めた場合を除き、貸渡人の指定する工場で行うこと。

- (3) 当該事故に関し、貸渡人及び貸渡人が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (4) 当該事故に関し、第三者と示談又は合意をするときは、あらかじめ貸渡人の承諾を得ること。
- 2 借受人は、前項の他自らの責任において事故の解決に努めるものとする。
 - 3 貸渡人は、借受人のため当該FCVに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

(盗難)

- 第24条 借受人又は運転者は、借受期間中にFCVの盗難が発生したときは、次に定める措置をとらなければならない。
- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (2) 直ちに被害状況等を貸渡人に報告すること。
 - (3) 盗難に関し貸渡人及び貸渡人が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(故障時の措置等)

- 第25条 借受人又は運転者は、借受期間中にFCVの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、貸渡人に報告するとともに、貸渡人の指示に従うものとする。
- 2 借受人は、FCVの異常又は故障が借受人又は運転者の責に帰すべき事由による場合は、FCVの引取り及び修理に要する費用を負担するものとする。
 - 3 借受人又は運転者は、貸渡人が第16条に定める点検整備を行ったにもかかわらず発生した故障等によりFCVを使用することができなかった場合、これにより生じた損害について貸渡人の責任を問わないものとする。

(不可抗力事由による免責)

- 第26条 貸渡人は、借受人又は運転者の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、その他の不可抗力の事由により、借受人がFCVを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人又は運転者の責任を問わないものとする。借受人は、この場合、直ちに貸渡人に報告し、貸渡人の指示に従うものとする。
- 2 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の貸渡人の責によらない事由によりFCVの貸渡しができなくなった場合には、これにより借受人又は運転者に生ずる損害について賠償責任を負わないものとする。

返還

(返還責任)

第27条 借受人又は運転者は、借受期間満了時までには水素を満充填した状態で第29条第1項に規定する返還場所においてFCVを貸渡人に返還するものとする。また、その際の水素代については貸渡人が負担するものとする。

(返還時の確認等)

第28条 借受人又は運転者は、貸渡人立会いの下、第29条第1項に規定する返還場所に引渡し時の状態で返還するものとし、通常の使用による摩耗を除き、FCVの汚損、損傷又は備品の紛失等が借受人又は運転者の責に帰すべき事由によるときは、FCVを貸渡し時の状態に復するために要する費用を負担するものとする。

- 2 借受人は、前項に定める場合の他、FCVの返還に当たって、FCVに異常を発見した場合は、速やかに貸渡人に報告するものとする。
- 3 借受人は、FCVの返還に当たって、FCVの中に借受人又は運転者その他の第三者が残置した物品（以下「残置物」という。）のないことを自らの責任において確認して返還するものとし、貸渡人は、返還後の残置物について責を負わないものとする。

(返還場所等)

第29条 FCVの返還場所は、周南市役所本庁舎とする。

- 2 借受人又は運転者の責に帰すべき事由により前項の返還場所を変更したときは、借受人は、返還場所の変更によって必要となるFCV移動費用を負担するものとする。

(FCVが乗り逃げされた場合の措置)

第30条 貸渡人は、借受時間満了時から1時間を経過しても借受人がFCVを返還せず、かつ貸渡人の返還請求に応じないとき、又は借受人が所在不明である場合等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴等の法的手続をとるものとする。

- 2 貸渡人は、前項の場合、あらゆる方法により、FCVの所在を確認するものとする。
- 3 第1項の場合、借受人は第20条の定めにより貸渡人に与えた損害について賠償する責任を負うほか、FCVの回収及び借受人の探索に要した費用を負担するものとする。

(GPS機能)

第31条 借受人又は運転者は、FCVに全地球測位システム（以下「GPS機能」という。）が搭載されており、車両の現在位置、通行経路等が記録されること、及び貸渡人が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾する。

- (1) FCVの管理のため、車両の現在位置、通行経路等を、GPS機能により認識する必要があると判断した場合
- (2) 個人情報を経済的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- (3) 法令又は政府機関等により開示が要求された場合

雑則

(個人情報の利用の目的)

第32条 貸渡人が借受人又は運転者の運転免許証の写しや電話番号などの個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。

- (1) 登録に際し、本人確認及び審査を行うため。
 - (2) 貸渡契約の締結に際し、借受申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。
 - (3) カーシェアリング事業への意見や水素エネルギーに関するアンケート調査を実施するため。
 - (4) 借受人又は運転者に対し、各種イベント等の開催について、宣伝広告物をメール等の方法により案内するため。
 - (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得、利用する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行う。

(細則)

第33条 貸渡人は、本約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則は本約款と同等の効力を有するものとする。

- 2 貸渡人は、別に細則を定めたときは、事業実施場所に掲示する。これを変更した場合も同様とする。

(合意管轄裁判所)

第34条 本約款及び貸渡契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、山口地方裁判所をもって第一審の専属合意管轄裁判所とする。